

福祉医療費給付金の受給者負担金引き上げに関する意見書

長野県は、福祉医療費給付事業補助金交付要綱を改正し、平成21年10月1日から受給者負担金を現行の300円から500円に引き上げることとしました。

しかし、このことは、世界同時不況により悪化した厳しい雇用情勢と深刻な経済状況のもと、県民全体に生活不安が広がっている中では、障害者や子育て世代にとって大きな負担となることは疑う余地もなく、負担金の引き上げはとても容認できません。

また、事業主体である市町村は、県の制度に加えて独自の制度拡充を図っている現状ですが、増額する受給者負担金を肩がわりし、制度を安定的に運用できる状況にはありません。

よって、県におかれては、下記事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 受給者負担金の引き上げを延期すること。
- 2 将来、受給者負担金引き上げを実施する場合は、県民の意見を十分反映し、生活困窮世帯等に対する軽減措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月29日

上田市議会議長 丸 山 正 明